

業 務 委 託 契 約 書

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、警察本部機械駐車設備保守点検業務について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- 委託件名 警察本部機械駐車設備保守点検業務
- 委託場所 宮崎市旭1丁目8番28号

（委託期間）

第2条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（委託料等）

第3条 委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税額（以下「委託料等」という。）は、次のとおりとする。

委 託 料	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
消費税及び地方消費税額	金〇〇〇, 〇〇〇円
合 計	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

2 委託料等は分割して支払うものとし、その支払金額は次表のとおりとする。

区分	支払金額	保守点検対象期間
第1回	〇〇〇, 〇〇〇円	令和8年4月1日～令和8年6月30日
第2回	〇〇〇, 〇〇〇円	令和8年7月1日～令和8年9月30日
第3回	〇〇〇, 〇〇〇円	令和8年10月1日～令和8年12月31日
第4回	〇〇〇, 〇〇〇円	令和9年1月1日～令和9年3月31日
第5回	〇〇〇, 〇〇〇円	令和9年4月1日～令和9年6月30日
第6回	〇〇〇, 〇〇〇円	令和9年7月1日～令和9年9月30日
第7回	〇〇〇, 〇〇〇円	令和9年10月1日～令和9年12月31日
第8回	〇〇〇, 〇〇〇円	令和10年1月1日～令和10年3月31日
第9回	〇〇〇, 〇〇〇円	令和10年4月1日～令和10年6月30日
第10回	〇〇〇, 〇〇〇円	令和10年7月1日～令和10年9月30日
第11回	〇〇〇, 〇〇〇円	令和10年10月1日～令和10年12月31日
第12回	〇〇〇, 〇〇〇円	令和11年1月1日～令和11年3月31日
合計	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇, 〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

【第4条 契約保証金は、免除する。】

(委託業務の処理方法)

第5条 乙は、委託業務を別添の警察本部機械駐車設備保守点検業務仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(実地調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料等の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(成果品等の提出)

第9条 乙は、委託業務完了後20日以内に、成果品及び業務の成果に関する報告書(以下「成果品等」という。)を甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果品等を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に連絡するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の連絡があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項(前項後段において準用する場合を含む。)の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料等の請求及び支払)

第10条 乙は、甲から前条第2項(同条第3項後段において準用する場合を含む。)の規定による合格の旨の連絡があったときは、甲に委託料等の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料等を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料等の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時警察本部機械駐車設備保守点検業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからウまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

オ 乙が、アからウまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（エに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（個人情報保護）

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（費用の負担）

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（協議等）

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 河野 俊嗣

乙

別添

警察本部機械駐車設備保守点検業務仕様書

1 目的

本仕様書は、宮崎県警察本部の機械駐車設備保守点検業務を委託するにあたり、その保守点検の方法を定め、もって本庁舎の機械駐車設備を安全かつ良好な運転状態に保つことを目的とする。

2 設備のメーカー及び型式等

新明和工業株式会社製

TPJH-8C . . . 2基

TPJH-5C . . . 12基

TPJH-14C . . . 1基

TPJH-17C . . . 1基 計16基 (107台分)

3 業務内容

(1) 乙は毎月1回以上、下記のア～チについて点検、調整及び清掃等を実施すること。なお、その際に使用する消耗品（ウエス、グリス等）は委託料に含まれるものとする。

ア 昇降用駆動部	コ 受電盤、制御盤、各リレー
イ 横行用駆動部	サ 運転操作盤関係
ウ 横行用レール	シ 各ボルト類の締付
エ メインチェーン関係	ス マグネットブレーキ
オ ガイドレール関係	セ 非常停止スイッチ及びリミットスイッチ
カ 各スプロケット関係	ソ 光電装置関係
キ ケージ関係	タ 運転状態の点検
ク ロッキングユニット関係	チ 機器各部の調整、清掃
ケ キャプタイヤ	

(2) 乙は上記(1)の業務を確実に履行できる作業員を派遣すること。その際に、作業員の故意又は過失により設備に損害を与えた場合は、乙の責任により現状復旧するものとする。なお、その費用についても、乙の負担とする。

(3) 設備が故障した場合は、連絡を受けたら直ちに現場臨場し、点検を行うものとする。点検の結果、消耗品以外の部品等の取替を要する場合は、直ちに甲に報告するものとし、費用については、甲と乙で協議するものとする。

4 留意事項

- (1) 事前に点検実施予定日時を甲に連絡すること。
- (2) 作業の際は、設備の破損等に注意するとともに、事故防止のための十分な安全措施を講ずること。

5 その他

- (1) 乙は、契約締結後速やかに緊急連絡先及び担当者氏名を書面（任意様式）で甲に提出すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、本契約第6条に定める場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料の返還等)

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。